

# 高規格堤防及び まちづくり（面整備）ニュース 第13号

2015年3月  
国土交通省近畿地方整備局  
大和川河川事務所  
堺市建築都市局  
都市整備部都市整備推進課

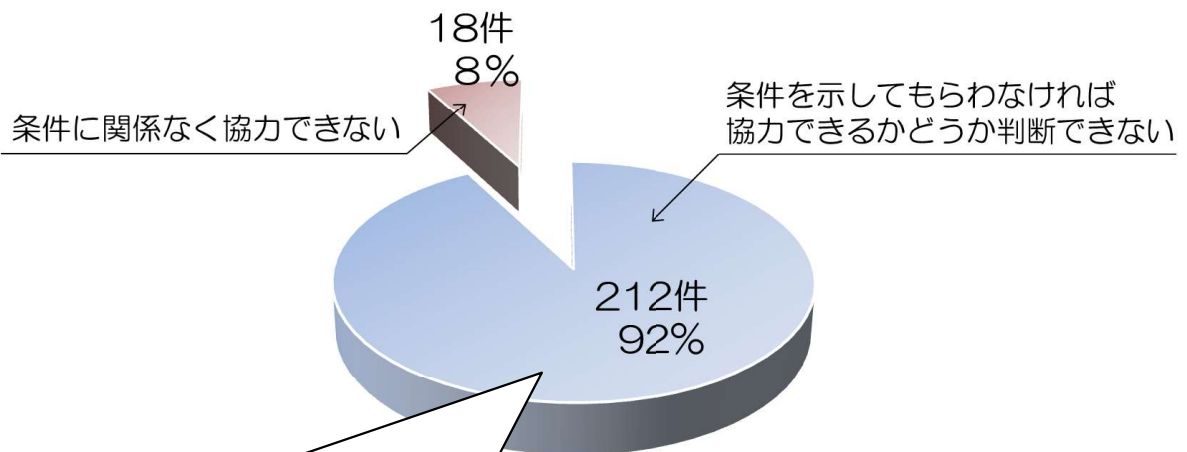
本号では、昨年11月から12月にかけて、三宝校区の事業予定区域における土地の所有者及び借地権者を対象に『土地区画整理事業の事業着手に向けた取り組みに関する個別訪問等』を実施しました。本号では、その個別訪問等で皆さまからいただいた主なご意見・ご要望の報告と、今後の説明会等の予定についてお知らせします。

## ◆個別訪問等の内容を報告します。

個別訪問等では、230件（全体の9割）の方のご意見・ご要望をお伺いすることができましたが、1割の方にはお伺いできておりませんので、今後も継続した対応を続けていきます。

個別訪問等の主なご意見・ご要望を以下に紹介します。

### 事業に対する主なご意見（合計230件）



事業の必要性についてご理解していただいた方でも、移転時期、移転場所及び補償金額等の具体的な提示がなければ、事業に対しては「協力できるかどうか判断できない」というご意見が大半を占める結果となっております。

### 主なご意見・ご要望

- 補償金額を示してもらわないと、移転や建替えについての判断ができない。
- 具体的な事業スケジュールや移転時期等を教えてほしい。
- 事業のために移転させられるのに、移転費用の持ち出しが発生するのが理解できない。
- 高齢で建替えできないので、地区外への転出を希望する。
- 土地を買い取ってほしい。
- 補償金だけで生活再建できる移転策を示してほしい。
- 建替えするだけの費用がないので、代替住宅をあっせんしてほしい。
- 移転により地区のコミュニティーが壊れることに不安がある。
- 事業をやるなら早く進めてほしい。

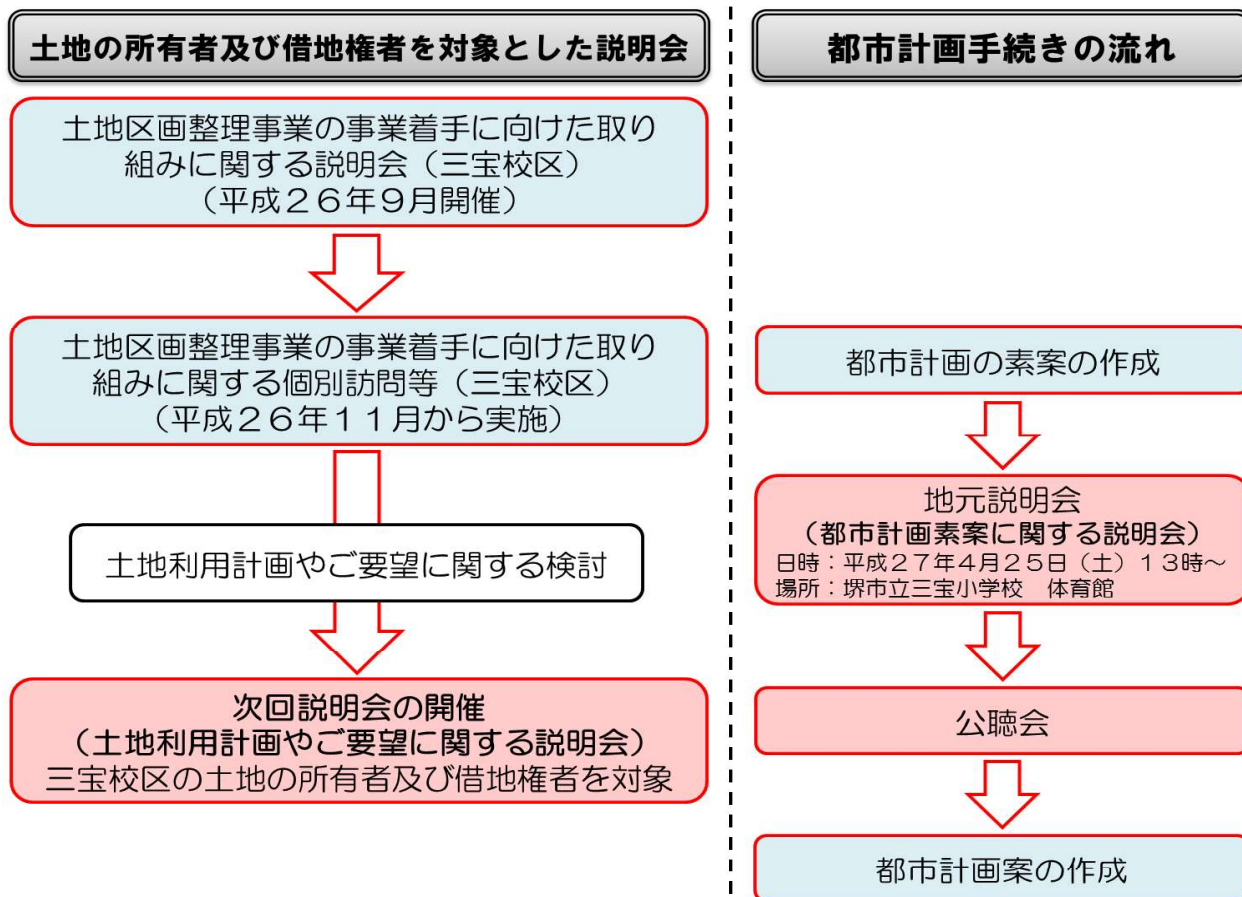
今後の予定については、裏面に記載しております。

## ◆今後の予定について

今後の予定については、下図のとおりです。

現在、個別訪問等でいただいたご意見やご要望に対する考え方について、地権者の皆さまにお示しできるよう検討を行っています。次回説明会は、平成27年5月以降の開催を考えておりますので、日時等が決まり次第、別途ご案内いたします。

なお、都市計画手続きの流れにある平成27年4月25日開催の地元説明会については、全市民を対象として都市計画の素案の説明（昨年9月の説明会や個別訪問等でご説明した土地区画整理事業等の名称、施行区域、区域面積等の都市計画素案の内容）を行うものです。



### 高規格堤防及びまちづくり（面整備）に関するご意見やご質問をお聞かせください。

高規格堤防及びまちづくり(面整備)について、疑問や不安な点がございましたら、以下の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

#### 【問い合わせ先】

##### 高規格堤防に関する問い合わせ先

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 大和川下流出張所

電話 072-232-3431 F A X 072-232-3441

H P <http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php>

##### まちづくり（面整備）に関する問い合わせ先

堺市 建築都市局 都市整備部 都市整備推進課

電話 072-228-7425 F A X 072-228-7897

H P <http://www.city.sakai.lg.jp/shisei/toshi/toshiseibi/index.html>

##### 阪神高速大和川線に関する問い合わせ先

阪神高速道路(株) 建設事業本部 堺建設部 大和川線建設事務所

電話 072-226-4864 F A X 072-226-4602

H P <http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/index.html>